

熱中症から身を守りましょう！

気温や湿度が高く、風が弱い日は熱中症の危険が高まります。天気予報を確認し、早めの対策を心がけましょう。

【予防のポイント】

○室内では扇風機やエアコンを適切に活用し、屋外では日陰を利用し小まめに休憩をとります(よう)

○のどの渇きを感じる前に水分・塩分を補給しましょう


○「熱中症(特別)警戒アラート」発表時は外出を控えましょう

【クーリングシエーター(涼める場所)をご利用ください】

危険な暑さから避難できる指定施設として、新たに次の店舗が加わりました。

- ビッグハウス花川店(樽川6い)
- ラルズマート花川南店(花川南4・3)
- ラッキー花川南店(花川南9・4)

問合せ 環境政策課
☎72・3698



▲市HP

石狩川クリーンアップ作戦

茨戸川河畔をきれいにする活動にご協力をお願いします。

日時 29日(水)15時～16時

※荒天時は30日(木)に延期

集合場所 市民図書館裏(花川北7・1)

問合せ 建設総務課 ☎72・3137

石狩北部地区消防事務組合 令和7年度の実施状況

【情報公開制度】 ※審査請求0件
開示の請求件数 消防長5件(全部開示決定3件、一部開示決定2件)

【個人情報保護制度】 ※審査請求0件
開示の請求件数 消防長3件(一部開示決定3件)

問合せ 石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課
☎74・5119

北海道苦情審査委員制度

皆さんに代わって苦情審査委員が、北海道の業務や制度の調査などを行います。「苦情申立書」を提出してください。郵送やファクス、メールでも申し立てができます。

※匿名、電話での申し立ては受け付け不可

申込・問合せ 道政相談センター
(〒060-8588 札幌市中央区北3西6)

☎011・204・5523

☎011・241・8181

✉kuiyoukoueki@pref.hokkaido.jp

毎月勤労統計調査特別調査

常用労働者が1～4人の事業所における労働者の雇用、給与・労働時間の実態を明らかにするため、7月31日(給与締切日)の定めがある場合は7月の最終給与締切日(現在で実施しています)。

7月から9月にかけて、対象となった事業所に知事が任命した統計調査員が訪問しますので、回答をお願いします。

※調査内容は統計以外の目的に使用されません

問合せ 北海道総合政策部計画局統計課
☎011・204・5146

石狩市行政情報ポータル「いしぽ」

防災情報など市からのお知らせが、あなたのスマホに自動で届きます。ぜひアプリをインストールしてご利用ください。

※インストール画面では「ライブビジョン」と表示されます

問合せ DX推進課
☎72・3159



後期高齢者医療保険料のお知らせ

☎国民健康保険課(市役所1階9番窓口)
☎72・3125

「子ども・子育て支援金」が追加されます

令和8年4月から医療分の保険料と併せて「子ども・子育て支援金」が徴収されます。子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度で、全ての医療保険の加入者が負担します。

令和8年度の保険料は、7月中旬に個別にお知らせします。

令和8年度 年間保険料*

	①医療分	②子ども・子育て支援金(新設)
均等割	59,963円	1,364円
所得割	(令和7年中の所得-最大430,000円)×11.61%	(令和7年中の所得-最大430,000円)×0.28%
限度額	850,000円	21,000円

*年間保険料(限度額871,000円) = ①医療分(均等割+所得割) + ②子ども・子育て支援金(均等割+所得割)

- 所得が少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます
- 災害・失業などで支払いが困難な方は、減免を受けられる場合があります。ご相談ください

国民健康保険・後期高齢者医療制度に 加入の皆さまへ

～資格確認書などの更新について～

国民健康保険・後期高齢者医療制度の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」は、R8/7/31(金)に有効期限を迎えます。8/1から利用できる書類を7月中に送付します(手続き不要)。

届く書類 対象者	資格確認書 医療機関の窓口で提示することで、 保険診療が受けられます	資格情報のお知らせ マイナ保険証の登録内容を確認する ものです。この書類のみでは医療機 関を受診できません。マイナ保険証 をご利用ください※
国民健康保険加入者	マイナ保険証を持っていない方	マイナ保険証を持っている方
後期高齢者医療制度加入者	・85歳以上の方 ・84歳以下でマイナ保険証を持って いない方	84歳以下でマイナ保険証を持っている方

※機器トラブルなどでマイナ保険証が使えない時は、「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードで受診できます

国民健康保険加入者の方へ

【手続きが必要な方】

- 施設入所などで市外に住居登録のある方
遠隔地用の書類*と申請書を送付します。手続きに必要なため、申請書は必ず国民健康保険課に提出してください。
※資格確認書または資格情報のお知らせ

申請・問合せ 国民健康保険課
(〒061-3292 市役所1階10・11番窓口)
☎72・3123

【医療費が高額になるとき】

- マイナ保険証を持っている方
患者本人が情報提供に同意すれば、限度額適用認定証などの申請手続きは不要です。
- マイナ保険証を持っていない方
限度額適用認定証などが必要な場合、国民健康保険課または各支所で申請してください(郵送可)。22(水)までの申請で、7月下旬に世帯主宛てに認定証を送付します。
- 90日以上入院した方
住民税非課税世帯で、過去1年間に90日以上入院をした方は長期入院該当の手続きが必要です。
申請書と入院費の領収書(写し可)など90日以上入院を証明する書類を添付してください。
※手続きされないと、入院時食事代のさらなる減額の対象になりませんのでご注意ください

申請・問合せ 国民健康保険課
(〒061-3292 市役所1階10・11番窓口)
☎72・3633

後期高齢者医療制度加入者の方へ

【手続きが必要な方】

- 「資格情報のお知らせ」が届いた方で
マイナ保険証での受診が困難な方
申請により資格確認書を交付します。
- 資格確認書に限度区分などを併記したい方
申請により、資格確認書に限度区分や特定疾病区分*を併記できます。
※特定疾病療養受療証をお持ちの場合のみ
- 入院時食事代の減額を受ける場合
限度区分「区Ⅱ」の方が、直近12カ月間で区Ⅱの認定を受けていた期間(世帯内に未申告者がいる期間を除く)のうち、入院日数が90日を超える場合は、マイナ保険証の有無にかかわらず手続きが必要です。

【マイナポータルでの確認】

マイナ保険証をお持ちの方は、マイナポータルから限度区分などを確認できます。

申請・問合せ 国民健康保険課
(〒061-3292 市役所1階9番窓口)
☎72・3125

手続きが必要な方もいるギョ



確認をお願いします!